

平成29年10月13日

南相馬市長

桜井 勝延 様

要望書

南相馬市に暮らす、障がいのある人たちの

安心で安全なそして豊かな暮らしを

～南相馬市の未来をつくる要望書～

南相馬市障害福祉日中事業所

特定非営利活動法人さぼーとセンターぴあ

デイさぼーとぴーなっつ 施設長 郡信子

自立研修所えんどう豆 所長 高野由紀子

自立研修所ビーンズ 所長 北畑尚子

特定非営利活動法人あさがお

きぼうのあさがお 所長 森桂子

多機能事業所ともに 所長 梅田幸雄

いやしの家 管理者 小島令子

特定非営利活動法人はらまちひばり

はらまちひばりワークセンター 管理者 中川正勝

相談支援事業所はらまちひばり 管理者 岩崎ちあき

特定非営利活動法人ほっと悠

ほっと悠 M s 管理者 蒔田孝子

相談支援センターほっと悠 管理者 村田純子

きょうされん福島支部 支部長代行 和田庄司

南相馬に暮らす、障がいのある人たちの安心で安全なそして豊かな暮らしを

～南相馬市の未来をつくる要望書～

いつも南相馬市の障がい者福祉充実のためのご支援を賜り誠にありがとうございます。

2011年3月11日、東日本大震災発生してから今日までの厳しい被災状況の中、障がい者福祉への特段のご支援ならびにご尽力に感謝申し上げます。

震災後、市内の各事業所は、深く傷ついた障がいのある利用者さんたちのためにありとあらゆる手段で命を守り、生活していくための支援をしてくれました。震災から6年6か月が経ち、以前のように毎日が送れているようにも見えますが、まだまだ生活のしづらさや暮らしにくさに対し、支援が届いていない現実もあります。

私たちは、加盟している「きょうされん」と一緒に、現在私たちの事業所を利用されている障がい当事者の生活実態調査を実施し、今の状況や今後の生活への希望を聞き取ることができました。また、同時に職員の給与等の実態調査も行いました。

そのまとめから、利用者・家族・職員みんなが厳しい現実の中でも、南相馬市で暮らしたい思いやこれからの夢や希望を持ち、安心で安全な暮らしを求めている姿が明らかになりました。

こうした状況をふまえ、私たちは、南相馬市の未来につながる障がい福祉政策のために、以下のことを要望します。

記

1. 震災後、誰もが望む安心・安全で豊かな暮らしのためにも、休日や余暇の充実には特に移動支援が不可欠です。

震災後、移動を支えていた家族はバラバラになり、公共の交通機関も以前の状況とはいえない現状が続いています。移動の手段や方法に制限がでています。

現在、南相馬市では土曜日・日曜日・祝日開所している事業所が殆どありません。「県内の他地域のように、ヘルパーさんと一緒に出掛けたい（宿泊もしたい。）」「行きたいところがあるけど、移動支援がないから行けない。」「親以外の人と行きたい。」などのように、家族や家族以外の人、仲間と買い物や外出したいという意見が多いという実態を踏まえ、次の4点を要望します。

- ① 市独自の加算等により、移動支援のヘルパーを確保し、継続、定着させてください。移動支援を充実させてください。
- ② ヘルパーの車両に同乗、巡回バスを増やす、ジャンボタクシーに乗れる等、また現在実施している「生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援事業（経済産業省の地域経済産業活性化対策補助金）」の継続や補助金内容充実による移動支援や通院等のためにも市内の交通の利便性を図ってください。
- ③ 福祉計画の数値目標は三年間で8人（4期計画）ですが、私たちが実施したアンケートでは18%の方が移動支援を要望していることもふまえて、大幅に目標値を上

げてください。

- ④ 移動支援同様、ヘルパー研修の機会を確保し、行動援護も使えるようにしてください。

2. 障がいの重い人が、安心・安全で豊かな暮らしが送れるよう、地域での生活を支えていくために、日中の場とそれを支える人材を確保することが必要です。

障がいの重い人の現状として、高齢化・重度化・多様化があります。また、以前から入浴、排せつ、食事、身の処理、すべて家族介護に依存している地域性があります。それが、震災による過酷な避難や原発事故による厳しい住空間での避難の長期化が、障害の新たな発症や高齢化・重度化など、支援が必要な状況を増やし多様化、複雑化し、家族では支えきれない状況が吹き出しました。その中で、障がいの重い人を支える事業所は、支援体制が恒常的に不足し、支援者も高齢化しています。それは、障がいの重い人への支援の専門性が育ちにくく、事業継続のための次代を担う職員の人材育成問題にもつながり深刻な現状です。

更に、日中通える場が限られていて、地域で楽しく自分らしく生活したいが、利用できない、日程調整をせざるを得ない現状です。そこで、この現状の改善のために次の2点を要望します。

- ① 重い障がいのある人たちを支援するための職員体制確保や職員の処遇改善は、急務な課題です。そのため、職員が働き続けられるよう職員の処遇改善のための市単独補助や人材確保のためのバックアップをしてください。
- ② 重い障がいのある人たちが通える生活介護事業所などの社会資源を増やしてください。

3. 年老いた家族で当事者を介護・支援している現状は待ったなしの課題です。また、障がいのある人がこれから迎える高齢化に早急に対応していく必要があります。

原発事故による家族構成の変化は、若い人のいない高齢者だけの家族をつくり、障がいのある人を高齢の親だけが支えるといった家族環境をつくりました。「親が元気なうちに、自立体験を重ね、また事業所にも本人を理解してもらい、サービスを安心して使えるようにしたい。」「障害特性（多動、大声を出すような行動障害）により、サービス利用を断られた。行くところがない」という、家族の声があります。

親なき後、親の高齢化、親の老老介護、障がい者の高齢化などにより、家族介護の現状が限界にきています。この深刻な現状を打開していくために次の3点を要望します。

- ① いざという時、必要な時（親の冠婚葬祭、親の急な病気、親が疲れている時、親のリフレッシュ）に現在受け入れ先がない状況です。必要な時に必要なショートステイを利用できるようにしてください。
- ② グループホームの増設と、重度者もグループホームに入れるようにしてください。
- ③ 家事援助、身体介護の時間、回数を増やしてください。また、希望に沿った居宅支援を行うために、有償ボランティアやヘルパー講習を受けた潜在ヘルパーの掘りおこし等ができないか検討してください。

4. 発達障がい者または発達障がいではと思われる人たちや特別支援学校移転における将来へ

の支援体制の充実が必要です。

障がいのある子どもを抱える家族は、避難先での不安や環境の変化による障がいの悪化が心配で、南相馬に残った人たちも多くいました。発達障がい者の相談の場が少なく、引きこもらざるを得ない状況であり、相談体制の充実、人員配置をお願いします。加えて、発達障がい者同様、谷間の障がい者、難病、医療的ケアの必要な人などの支援の場がありません。

また、特別支援学校が鹿島区にできることで、重い障がいのある卒業生の利用できる場の確保が必要です。特に重心、難病、発達障がい、手帳の有無、将来を考えて第5期福祉計画に具体的な数値として入れてください。

5. 市内の障害福祉事業所を支える人材確保がきわめて困難な状況にあり、危機的状況です。このままでは、支え切れない状況になるので職員確保と維持のため国・県及び市の補助金の交付が必要です。

震災後、今までのべた困難に立ち向かい、障がいのある人たちを何とか支えてきた職員たちも以下の状況の中、心身共に限界にきています。

南相馬市日中事業所職員の実態調査により、職員の高齢化、常勤職員より非常勤職員が多い、身分保障が低い、平均年収が全国平均より低い現状が見えました。それらの理由でやっと見つかった職員は退職し定着しないという現状があります。これは、障害福祉事業所でサービスの一部を停止したり、利用者を制限したりしている事態に影響しています。そこで、次の3点について要望します。

① 高齢、無資格、実務経験がないことにより、非常勤採用が多くなり、加算減算の仕組みとする国の報酬体系では、事業の経営体制が厳しくなっている現状があります。給与改善、人材確保のためにも国、県とともに市独自の処遇改善予算は不可欠であり確保してください。

② 研修体制の充実をしてください。震災後、他職種から転職している職員も多く、はじめて福祉の現場に勤務する人や働きながら資格取得を目指す人が多いというのが実態です。年齢も高く、初めて障がいのある人たちに対応することは障がい特性を知り実践していく現場は厳しいものがあります。専門的支援が必要な事業所で、そこを支える人たちの障がい者理解、介護技術、困難ケース検討等専門的研修のために、近くで研修できるように講師派遣等に助成をしてください。

研修することにより、現場での困難ごとが減少されると思われ、激務状況からうつなどの症状で休職や退職になってしまう職員が少なくなると思われ、現場を指導する中堅職員、また事業所をまとめていく管理職も含めメンタルケアが必要な状況であり、メンタルケア充実のためにも、職員確保と維持が必要です。そのための方策を検討してください。

③ 介護専門学校の開設を要望します。

6. 障害支援区分判定について

全国の区分判定の平均数値と比べ、支援区分の結果が低くなっています。震災後、そして現在の南相馬市の現状を考えれば、平時以上に支援の必要性は高く、支援区分が高くなっていると思うのですが、全国平均と比べても低いという状況は、早急に改善されるべきです。支援区分判定の低さは、実際の生活における支援の必要性を反映しておらず、支援の生き届いていない状況を生み出しています。区分が低いことについての影響は、グループホームや生活介護事業所などの生活を支える現場で顕著にみられます。

自傷・他害がある人、常時見守りの必要な人、行動障害がある人、職員二人体制での排泄・入浴介助が必要な人などの支援度の高い利用者に対しての区分判定は、支援の実際とはかけ離れたものです。

特に区分により報酬単価が決められている生活介護やグループホームなどにおいては、職員にとっては、業務や勤務時間に大きな負担がかかっています。また職員体制の加配など各事業所の負担になっており、経営悪化状態が続いており、改善のためには以下のことを要望します。

- ① 認定調査については、調査員は充分その調査の意味を理解し、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の内容を正確に理解した上で行ってください。調査員の解釈の違いによって使えるサービスが変わってくることは本人に不利益となりかねないなどの家族からの声が上がっています。

例えば、認定調査員マニュアルでは、調査項目の判断基準の各項目の留意点として、共通して以下の項目が入り、その内容について、くわしく述べられています。

「○ 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

…

○ 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。…」

こうした視点をしっかりと身につけた調査をきちんと行ってください。

- ② 本人、家族はもちろんですが、日々支援を行っている所属事業所の支援者からの聞き取りも必ず入れて下さい。認定調査員マニュアルでも調査実施上の留意点として「○ できるだけ、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。」と明記されています。
- ③ 区分についての家族からの見直し希望などについても真摯に対応してください。

7. 障害者優先調達推進法により市の予算を活かしてください。

就労系福祉サービス事業所等の仕事に、障害者優先調達推進法を活かせるように、弾力的な対応や発注の仕組みの工夫をして、市の予算を活かせるようにしてください。

8. 障がい者の保証人について

身寄りのない障がい者が市営住宅に入居する場合や急病などで入院する場合に保証人

が要件になっていることがあります、その保証人に行政で対応できないものか検討してください。

9. アンケートから福祉サービスの申請の仕方が分からないという回答が多くありました。南相馬市の障がいのある方の多くは、困っていても居宅介護や移動支援を使っておらず、申請の仕方も分からない方も多いという回答です。

サービス利用に市町村格差がある実態もあります。市町村格差をなくし、誰もが使いやすいように、障害者福祉制度の情報を当事者や家族にわかりやすく提供してください。

10. 上記の実態、要望を、大変な中、ご尽力くださっている南相馬市から、県、国に伝えていただき、現状を共有していただきながら、県、国と連携した対応の具現化を早急に進めてください。

【問い合わせ先】

住所 南相馬市原町区上渋佐字原田94-4
名称 デイさぼーとぴーなっつ
電話 0244-24-0216
担当者 施設長 郡信子